

開発 0108 第 4 号
令和 2 年 1 月 8 日

全国鍍金工業組合連合会の長 殿



技能実習生向け技能検定試験の円滑かつ確実な実施について（協力依頼）

平素より、人材開発行政に御理解、御協力をいただきとともに、とりわけ技能検定制度の円滑な運用に御尽力いただき感謝申し上げます。

さて、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号。以下「技能実習適正化法」という。）第 8 条及び第 9 条の規定に基づき、技能実習生は、技能検定等の合格を目標とし、また、第 2 号又は第 3 号技能実習への移行時には、技能検定等への合格が必須とされています。

このため、技能実習生が技能検定を円滑かつ確実に受検できるよう、都道府県に対し、技能実習生向け技能検定試験に係る体制整備等を要請してきたところですが、昨今の申請の急増等に伴い、一部の都道府県において、技能検定委員や試験会場等の確保が困難になること等により、申請から受検まで長期をしている状況が見られることを踏まえ、改めて要請したところです。

つきましては、都道府県や都道府県職業能力開発協会（近隣の都道府県や都道府県職業能力開発協会を含む。）から、貴団体の各都道府県支部や会員の皆様に対し、

- ・ 技能検定委員候補者の推薦
- ・ 試験に必要な会場又は設備・機器等の確保

その他の協力要請があった場合には、特段の御協力を賜りたく、各都道府県支部や会員の皆様方への周知依頼方お願いいたします。